

重要事項説明書（高圧・特別高圧）

1. 小売電気事業者の名称、登録番号、および連絡先
 - (1) 会社名 : サミットエナジー株式会社
 - (2) 登録番号 : A0061
 - (3) 所在地 : 東京都千代田区内神田二丁目3番4号
 - (4) お問合せ電話番号 : 03-6370-3318
(土日祝日、年末年始(12/29~1/3)を除く 9:30~17:45)
※電気供給設備の故障等、当社受付時間外は地域の電力会社
(一般送配電事業者)にお問合せください。
 - (5) メールアドレス : request@summit-energy.co.jp

2. 小売供給の申込方法
当社指定の申込書に必要事項を記載の上、ご提出いただきます。

3. 小売供給開始予定年月日と契約書の締結
2の申込書を基に当社から管轄の一般送配電事業者に接続供給申込を行います。
申込後、1.5~2ヶ月後に当社からの電気供給が可能となります。
供給開始日決定後に電気需給契約を締結いたします。
電気需給契約締結は、当社が契約書または通知書(以下、契約書等という)により意思表示したときに成立するものといたします。なお、通知書は郵送または電子メールやインターネット等の電磁的方法によってお知らせするものといたします。

4. 小売供給に係る料金
 - (1) 料金は、基本料金、電力量料金(燃料費調整額を含みます)、再生可能エネルギー発電促進賦課金(以下、再エネ賦課金といいます)、および消費税により構成されます。
 - (2) 基本料金、および電力量料金に関しましては、お客様の電気の使用状況に応じて試算を行い、お客様と合意させていただいた単価といたします。

5. 電気計器その他の用品、配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項
 - (1) 下記の場合を除き、お客様にかかる費用は原則無料です。
 - ①お客様の希望により、計量器等の付属設備等を施設するとき。
 - ②お客様の受変電設備や負荷設備の設置における都合上、一般送配電事業者の規格外のケーブルや長い配線を必要とするために、多額の費用を要するとき。
 - ③お客様の希望により、計量器等の設備の取付け位置を変更するとき。
 - ④お客様の過失または故意により、計量器等の設備を損傷または亡失したとき。
 - (2) 本費用が発生した場合は、お客様と当社協議の上、支払時期を決定いたします。
 - (3) 費用は、金額が確定した後で請求させていただきます。当社指定の金融機関口座へお振込みいただきます。

6. 契約電力の決定方法

- (1) 協議制の場合は、契約書または通知書に記載の契約電力とし、電気需給約款[高圧、特別高圧]の定めに従い、お客様と当社との協議により決定されます。
- (2) 実量制の場合は、当該月の最大需要電力とその直前の 11 か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい方の値を契約電力といたします。

7. 供給電圧及び周波数

- (1) 供給電圧は、契約電力に応じて原則次のとおりといたします。

契約電力	50kW 未満	標準電圧 100V または 200V
	50kW 以上 2,000kW 未満	標準電圧 6,000V
	2,000kW 以上 10,000kW 未満	標準電圧 20,000V
	10,000kW 以上 50,000kW 未満	標準電圧 60,000V
	50,000kW 以上	標準電圧 140,000V

ただし、上記に当てはまらないお客様については、管轄の一般送配電事業者の託送供給約款の通りといたします。

- (2) 周波数は、管轄の一般送配電事業者の託送供給約款の通りといたします。

8. 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金算定の方法

- (1) 供給電力量は、原則として 30 分毎に行い、受電地点に一般送配電事業者が設置した電力量計により計量いたします。
- (2) 供給電力の計量値に基づき、原則として前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間で算定をいたします。
- (3) 料金の算定方法については、次のとおりといたします。

算定期間における契約電力×基本料金単価×力率割引+算定期間における使用電力量×電力量料金単価+算定期間における使用電力量×燃料費調整単価+算定期間における使用電力量×再エネ賦課金単価

9. 小売供給に係る料金の支払方法

- (1) 料金の支払義務は原則として、一般送配電事業者から検針の結果等を受領したことにより当社にて料金の請求が可能となった日に発生いたします。
- (2) 料金の支払方法は、以下からご選択いただきます。

①当社指定の金融機関口座へのお振込：

支払義務発生日の属する月の翌月 1 日から起算して 21 日目までに、当社発行請求書に記載の金融機関口座にお振込みいただきます。銀行振込にかかる手数料はお客様にご負担いただきます。

②自動引落：

預金口座振替サービスをご利用される場合は、支払義務発生日の属する月の翌月 1 日から起算して 23 日目に、当社発行請求書に記載の金額をお客様ご指定の口座から自動引落させていただきます。振替にかかる手数料は当社が負担いたします。

- ③毎月 1 日に検針を行う場合の支払期日は、検針日の属する月の 1 日から起算して、口座振替により料金の支払いをされる場合には 23 日目、振込みにより料金の支払い

をされる場合には 21 日目といたします。

- (3) 料金の支払が遅れた場合は、年 10%の延滞金を次月の電気料金と併せて請求いたします。

10. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社が必要と認めた場合、または一般送配電事業者から要請があった場合、次の業務を実施するため、お客様の承諾をえて、当社または一般電気事業者がお客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがございます。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

- (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客様の電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (2) その他この需給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務

11. 契約期間

- (1) 電気需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 1 年間といたします。ただし、契約期間満了日の 3 ヶ月前までに、お客様、当社の一方から書面による意思表示がない限り、自動的に 1 年間延長し、以降もこの例によるものといたします。
- (2) お客様の申し出により、電気需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 1 年未満でご解約いただく場合は、当社に解約金をお支払いいただきます。解約金は、契約開始日から終了日までの料金について、基本料金及び電力量料金の 20%を適用いたします。

12. お客様が電気需給契約の変更や解約の申し出を行う場合の連絡先及び申し出の方法当社宛てに書面で通知していただきます。連絡先は 1 に記載のとおり。

13. 当社からの契約解除

お客様が以下のいずれかに該当する場合は、電気需給契約を解除することがございます。

- (1) お客様が反社会的勢力関係者と判明した場合、またはその疑いがあると認められた場合。
- (2) 電気料金の支払が遅れた場合。
- (3) 倒産等手続きの申立てがなされた場合。
- (4) 電気需給約款 43 に記載される需給契約の解除・解約の事項に該当した場合。

14. その他

原則として、一般送配電事業者と当社が締結する託送供給等約款を遵守いただきます。

以 上